

審 査 決 定 報 告 書

都市建設委員会

さきの平成30年第4回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第95号ほか10件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、12月13、14日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

- 1 議案第95号 水戸市下水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例
議案第101号 水戸市下水道条例の一部を改正する条例
議案第102号 水戸市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第103号 水戸市若宮スポーツ会館条例の一部を改正する条例

これらの案件は、下水道事業に地方公営企業法を全部適用するとともに、水道事業と下水道事業の組織統合を行うため、関係規定の整備を行うものであります。組織統合による市民へのメリット等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「これまで市長部局で管理してきた下水道部の総務及び契約等の事務が、組織統合に伴い水道部で共同処理されることから、事務処理に支障のないよう組織体制の強化を図りたい」等の意見が出されました。

この後、これらの案件を一括採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

- 2 議案第113号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例

本案については、照明灯の設置基準及び管理に要する経費負担のあり方、児童遊園の位置の訂正に至った経緯等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「位置の訂正については、確認体制の強化に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

- 3 議案第115号 指定管理者の指定について（市営住宅等）

本案については、砂久保住宅の現況、各種要望に対する市と指定管理者との連携体制、団地自治会等との相談会の実施状況、指定管理者が実施する新たなサービス向上策の内容等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「入居者、市及び指定管理者が行う管理の範囲を明確にし、引き続き円滑な運営に当たられたい」等の意見が出されました。

また、議案に関連して、委員から、「石川台住宅解体後の跡地利用について

は、市営住宅以外の用途についても検討されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第117号 市道路線の認定及び廃止について

本案については、開発行為に伴い道路をセットバックする場合の基準や考え方、エリア指定区域における農道のセットバックの取り扱い等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「エリア指定区域におけるセットバックについては、基準や考え方をより明確にした上で今後の運用に当たられたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第114号 指定管理者の指定について（都市公園等）、議案第121号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中別表中歳出中第8款（土木費）、議案第128号 平成30年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

そのほか、議案第119号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正中都市建設委員会所管分についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第95号、議案第101号、議案第102号、議案第103号、議案第113号、議案第114号、議案第115号、議案第117号、議案第119号中第1表中歳出中第8款及び第2表債務負担行為補正中都市建設委員会所管分、議案第121号中別表中歳出中第8款、議案第128号

以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

平成30年12月18日

水戸市議会議長 田口米蔵様

都市建設委員会
委員長 黒木 勇